

## 平成30年度 第10回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

平成31年1月18日（金） 13時30分から15時00分まで

### 2 場 所

千葉市文化センター 9階 会議室Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

### 3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、齋藤(尚)委員、  
工藤委員、重岡委員、八田委員、酒井委員、菊地委員、  
葉山委員、岡山委員、本間委員（12名）

事務局：環境生活部 工藤環境研究センター長  
環境政策課 野溝課長、熱田副課長、三田班長、  
茶谷主査、高橋主査、出口副主査、加藤副主査

傍聴人：3名

### 4 議題

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

### 5 結果概要

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

事務局より資料1及び資料3について、事業者より資料2について、それぞれ説明され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の状況等  
について

資料2：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書  
前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

資料3：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書  
(平成30年10月19日諮問) 論点整理 (たたき台)

参考資料：市長意見の提出状況

(市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書)

【別紙：審議等の詳細】

(1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書  
について（審議）

○事務局より資料1について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。

【審議】

(委員)

No. 18の指摘は私がしたものだが、この追加回答の見解を読むと、的確に表現を加えていただいたと思う。緑化に関しては、決して在来種だけしか使ってはいけない、というわけではなくて、機能の面があるため、外来種を使わざるを得ないということもあると思うので、その際にこのリストを踏まえて選定してもらえれば、と思う。

(委員)

これまで敷地を交互に使ってきたことから、また約30年後に隣接地に施設を移動するということが考えられる。植栽木についても、そういうことを見越して、せつかく育ったものを切って植え直すということになるべくないようお願いしたい。

(委員)

今回説明していただいた点ではないのだが、準備書の7-145ページに土壌特性による沈降速度の式の記載がある。この式の根拠を教えてください。

(事業者)

今回現地で採取した土壌をサンプルとして、2検体の沈降試験を実施している。その結果が準備書の7-142ページの表と7-143ページのグラフになる。試験方法としては、SSが2000mg/Lになるような初期の濃度を設定し、一定時間ごとに、沈降していったものの上澄みのSSを分析する、と

いう手法である。その結果をグラフ化し、近似式を示している。その2つの式のうち、危険側を考慮して、沈降速度の遅い方を予測の式として採用したものである。

(委員)

確認したいのは、要するに、この式をどういう根拠に基づいて提案したのかを尋ねたい。

(事業者)

この方法については、「千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料」を参考にしている。この式は現地の土壌を採取して求めたものなので、ある程度の信頼性はあると思うが、工事の工法等が定まっていないことから、不確実性は内在している。そのため、事後調査や環境保全措置でモニタリングを行っていくという整理をしている。

(委員)

「千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料」を参考にこの式を用いているという理解でよろしいか。

(事業者)

この式の求め方の流れを参考にしている。この式自体は、現地で採取した土壌の分析結果から求めた近似式である。

(委員)

視点としては2つあって、学術的な確からしさと、影響に対して危険側で評価できているか、ということである。

学術的な視点としては、速度というものが「C（浮遊物質濃度）＝」で書かれていることに非常に違和感がある。

また、沈降そのものは濃度依存性があって、単粒子沈降なのか、干渉沈降なのか、圧密沈降なのかで、沈降速度も変わってくる。2000mg/LというSSの根拠も含め、これが危険側に考えられたものであるという説明が必要だと思う。水を貯めるところは静かな流れであるという仮定が一般的にはされる

が、現実的に時間あたりの流量が多い場合にはそのレイノルズ数も変わり、沈降速度に影響を与えてくると思う。その辺りも含めて、もう少し説明をしてほしい。

そして、話を戻すが、沈降速度の式という書き方が本当にその参考資料でされているのか。この式は速度そのものを表していないので、確認の上、評価書ではより正確に記載をお願いしたい。

(事業者)

資料をもう1度確認し、わかりやすく整理をしたい。

(委員)

その式だが、今の意見のとおり、速度の式になっていない。式の次元も含めて確認してほしい。

(委員)

どういう条件を考えているのかにもよるので、グラフの時間に対しての濃度変化だけで、滞留時間をそこにあてはめるのは乱暴だと思う。参考資料がそうなっているのであれば仕方がないが、少なくとも、危険側で評価しているということを記載してほしい。その根拠となる条件も示してほしい。

(委員)

準備書の7-135ページの大気質の長期平均濃度の評価の部分で、二酸化窒素については外環道の供用後に「外環道沿道で」千葉県環境目標値を超える結果が載っているが、具体的に、どの地点でどれくらい、といった情報がしっかり書かれていない。その前のページに最大着地濃度出現地点を示した図はあるが、この外環道供用後の県環境目標値を超える部分はセンシティブな部分だと思うので、季節によって風向も変わってくることも踏まえ、どの季節にどの地点で、ということは記載してほしい。

(事業者)

わかりやすくなるよう評価書では記載する。

(委員)

今の部分で確認だが、そのページに「付加率」という言葉が出てくるが、これは最大着地濃度の中のこの事業による寄与率ということか。二酸化硫黄については、3分の1がこの事業で出てきているということか。

(事業者)

そのとおりである。窒素酸化物については4%程度ということである。

(委員)

言葉の確認だが、寄与を表す時に、この「付加」という言葉を用いるのか。他の自治体では、「寄与率」という言い方もしているので、アセス上でもし言葉が定まっているのであれば、統一した方がいいと思う。確認してほしい。

(委員)

資料2から3点確認したい。

今回の計画では、ごみの排出量自体が減っていることもあり、施設の処理量は減る。そうすると、施設から出る最終処分量も減ると思う。まず、現在の最終処分先は民間か。また、処分量が減ることにより、処分先から県外地を減らし、県内地のみでの処分にしていくつもりはあるか。

続いて、防災についてだが、災害が起こった際には大量の災害廃棄物が発生する。そうすると、このクリーンセンターは極めて重要な施設になる。しかしながら、本計画地は比較的軟弱な地盤で液状化する可能性があり、事業者見解には軟弱地盤対策を行うとあるのだが、ピットや電気室の浸水対策等も含め、具体的に、安全の確保をこういう根拠でし、ならびにこの程度の土盛りをするので大丈夫です、といった詳しい安心材料、情報がほしい。

最後に、新施設でも有害物、特別管理廃棄物の保管施設は設けるのか。ここに記載されているPCB廃棄物以外にも詳しく教えてほしい。

(事業者)

1点目の最終処分先が民間か等については、確認の上、後日回答する。

2点目の災害時対策だが、今言える範囲では、浸水対策として発電関係の施設を2階にする、浸水しない扉や囲いを設けるといったことを考えている。具

体的な内容については施工業者の提案となるが、このような対策することは施工業者への発注書にも明記する。

3点目の危険物の件についても、確認の上、後日回答する。一般的には、蛍光灯や乾電池は常時出てくるものなので、保管はしている。

(委員)

P C B廃棄物については、新施設内にも保管庫があるという理解でよいか。

(事業者)

P C B廃棄物が発生し、保管せざるを得ない場合は、法令に則って安全な形で保管する。

(委員)

災害が起こった場合には、P C B廃棄物の他にもアスベスト廃棄物なども発生することが考えられる。そういった廃棄物も一時保管できる施設として作られるかの確認がしたかったものである。

(委員)

準備書の7-184ページに記載の高谷川の底質のダイオキシン類の調査結果について、そして前のページには水質のダイオキシン類の調査結果についても載っているが、現状、その結果を見ると、底質に環境基準は超えていないがダイオキシン類がそれなりにある。また、流れている水の方にもあり、不思議に思っている。これは直接この事業と関わらない、少なくとも、評価については寄与が非常に小さいとされており、ダイオキシン類対策はしっかりされていて、既存施設がどうこうでもないのだが、この結果について、何に由来しているものと考えているか。確認しておきたい。

(事業者)

以前、この周辺はごみの埋立地であったため、それによるものが一因とは考えている。ただし、以前、外環道の建設時に調査が行われた際、その埋立地よりも上流の底質で数値が出ていた。過去にその周辺がどのように使われていたか、また、現在もクリーンセンターの排水以外の状況はわからない。したがっ

て、現在のこの水質、底質の状況の原因については、わからないというのが実情である。

(委員)

クリーンセンターからの排水については管理されているので大丈夫だと思うが、この調査結果については気になるところである。

(委員)

準備書の7-307ページに掲載の、点煙源プルーム式の次元はこれで正しいか確認したい。

(委員)

これについては、C（汚染物質の濃度）の単位は $\text{m}^3/\text{m}^3$ になっている。具体的には、汚染物質を質量ではなくガスの体積で表していて、分母は拡散幅と風速の掛け算なので、問題ないと思う。

○事務局より資料3について説明。

**【審議】**

(委員)

24ページの廃棄物の記載について、品目の頭に「焼却灰」を入れ、文末には「最終処分量をできる限り抑制すること」を追加してほしい。

(委員)

20ページの植栽の記載について、先ほども触れたが、環境保全措置の植栽にあたっては、どういう機能を果たさせるか、ということがあり、在来種だけではうまくいかない場合もあり得る。

なので、ここまで断定的には言わないで、例えば「可能な限り」という文言を入れた方がいいと思う。

(委員)

その部分について、「この地域の潜在自然植生に即した樹種」という表現は、一般的に通用するものか。どこまで定義できているものか。

(委員)

潜在自然植生図という既存のものができている。潜在自然植生とは、その場所から仮に人工的な作用が全く無くなった場合に最終的にどのような姿になるかをいう。この計画地周辺であれば、海に近いので、照葉樹林のタブノキを中心としてそれに若干シイ、カシが混ざるのが潜在自然植生だろうと思う。

(委員)

具体的なものが明確であれば、事業者も対応できるので、それについては問題ないということで理解した。

(委員)

補足だが、緑化関係であれば、この専門用語は常識化しているので、通用する。

(委員)

10ページに記載の、窒素酸化物（短期高濃度）のバックグラウンド濃度の誤りとは、具体的に準備書の何ページのどの部分のことか。

(事務局)

準備書の7-133ページの予測結果である。本予測では、窒素酸化物濃度から変換式を用いて二酸化窒素濃度を算出しているが、その元となる窒素酸化物のバックグラウンド濃度の引用に誤りがあった。具体的には、7-68ページにある窒素酸化物調査結果の濃度を引用すべきところ、7-66ページの二酸化窒素調査結果の濃度を引用してしまっている。

(委員)

その引用の数値は7-133ページのどこに反映されているか。

(事務局)

表中で、予測結果と括弧内の数値の差がそのバックグラウンド濃度になる。窒素酸化物については、その差が正しい引用元と合わなかったものである。

(委員)

10ページと20ページに記載のある、「改変面積以外」とは具体的にどの辺りまでを考えているか。

(事務局)

意図としては、沈砂池への想定以上の流入を防ぐための対策を取ってほしい、というものが主であった。表現について、また検討させてほしい。

(委員)

そのことに関連して、工事实施時に土壌汚染が拡散しないように、ということなので、時間軸で言うと、不溶化する措置を先にして工事を実施するとか、そういう形で表現した方がいいのかな、とも思う。

(事務局)

ここでは、汚染土壌の不溶化や場外搬出での処分といった土壌汚染対策は、法に基づいて先にされているという前提がある。pHとSSしか測定しない、というのは、その前提で書かれている。その2つだけでは不足で、有害物質についても加えるべきであれば、修正するので、またご意見いただきたい。

(委員)

もう1点だが、現地調査の際に、アセスの概念から外れると思うが、長い目で見れば影響があるので、災害対策について質問した。それに対して、例えば、GL何m以下には置かないなどの具体的な数値や、高波想定はGL何mと出ているので、その位置に配置するとか、具体的な回答があれば納得する。それに関して漠然とした回答である。アセスの手続きの中でそこまで指摘できるか。

(事務局)

防災についての意見をアセスに持ち込むのは難しい。ただ、これに関しては、事業者見解での回答の不足と思われるので、事業者から追加回答をもらい、次回委員会で事務局から説明することは可能である。

(委員)

大気質の予測については、季節別にかなり濃度が違う。窒素酸化物は冬が高い。現地調査と同様に、予測、評価についても季節別にも行うよう求めることを文言として入れられるか。

(事務局)

方法書の段階でそこまで言っていないため、事業者が対応できるかこの場では判断できないので、1度受け止めるという形としたい。

(委員)

準備書の7-344ページに汚染土壌を実際にどうするかということが書いてあるが、これは汚染土壌をどこかに持って行くと理解してよいか。どこへ処分されるのか。あるいは、敷地のところに置いておくのか。搬出の際の措置の記載はこれでよいか。

(事務局)

この記載のとおり、場内に仮置きした後は、場外に搬出されると理解する。ただ、現段階で、搬出先がどこかまでは記載されていない。ただ、敷地内でも汚染されていないところへの埋戻しはできないので、場外の土壌汚染対策法に基づく処分業者に委託されると思う。搬出の際もここに記載のあるとおり、ガイドラインに従うとされているので、問題ないと思う。

(委員)

次回が答申案審議となるので、気がついた点があれば、早めに事務局に伝えてほしい。

以上で審議を終了とする。

以上